◎福岡地方検察庁事件処理決裁細則

平成19.2.28 企訓第77号検事正通達
本庁部・局長及び支部・管内区検の長あて
改正　平成30. 3.30 企第 40号
改正　平成30. 6.29 企第111号
改正　平成30.10.29 企第171号
改正　令和 7. 5.29 企第122号
改正　令和 8. 1. 9 企第　4号

福岡地方検察庁事件処理決裁細則

第１条　以下の各号を除く所管部又は支部が担当する事件のうち、証拠上・法律上特段の問題のないものの処理（訴因変更を含む。）に係る決裁は、所管部長又は支部長限りとすることができる。

⑴　請訓又は報告を要する事件
⑵　死刑又は無期拘禁刑を求刑する事件
⑶　公職選挙法違反事件、贈収賄事件
⑷　公安労働事件（労働関係者保護法規違反事件を除く。）
⑸　直告事件
⑹　自動車運転過失致死及び過失運転致死並びに危険運転致死傷事件（証拠関係等が明白な事件について公判請求するものを除く。）
⑺　特異・重大あるいは社会の耳目を引いた事件
⑻　検事正が特に指定した事件
⑼　次席検事又は支部長が検事正の決裁若しくは指揮を必要と認めた事件

第２条　前条⑸、⑹に掲げる事件の処理に係る決裁は、次席検事又は支部長限りの決裁とすることができる。

第３条　所管部長又は支部長が別に指定した事件については、副部長、副支部長又は上席副検事（交通部においては同部長が指定する検察官）限りの決裁とすることができる。

第４条　別表第１の右欄に掲げる検察庁における事件の決裁は、同表の区分に従い、同表左欄の支部長が行い、前記第１条各号に該当する事件については検事正の指揮を受ける。ただし、別表第１の右欄に掲げる管内区検察庁における事件の決裁で支部長が行うものとされている決裁のうち検事正が相当と認める決裁は、検事正が指定する検察官に行わせることができる。

第５条　別表第１の右欄に掲げる検察庁における三者即日処理方式により処理する交通切符事件、自動車運転過失傷害事件、過失運転致傷事件、業務上過失傷害事件及び重過失傷害事件のうち簡約特例書式適用事件並びに道路交通法等交通関係法令違反事件（「道路交通法等交通関係法令違反事件」とは、道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件、道路運送法違反事件、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、その他の道路交通取締関係法令違反事件をいう。以下同じ。）の決裁（略式命令を請求する処分及び不起訴処分にする場合に限る。）は、同表右欄に掲げる検察庁の庁務を掌理する検察官が行う。

２　別表第２の右欄に掲げる検察庁における三者即日処理方式により処理する交通切符事件、自動車運転過失傷害事件、過失運転致傷事件、業務上過失傷害事件及び重過失

傷害事件のうち簡約特例書式適用事件並びに道路交通法等交通関係法令違反事件の決裁（略式命令を請求する処分及び不起訴処分にする場合に限る。）は、支部長が指定する検察官に行わせることができる。

第６条　検事正が決裁を行うべき場合において、検事正が不在のときは、次席検事が代わって決裁を行い、次席検事が決裁を行うべき場合において、次席検事が不在のときは、所管部長が代わって決裁を行う。

２　所管部長が決裁を行うべき場合において、所管部長が不在のときは、別表第３の順序に従って他の部長が決裁を行う。

３　支部長が決裁を行うべき場合において、支部長が不在のときは、別表第４の順序に従って他の部長が決裁を行う。ただし、小倉支部長が不在のときは、副支部長が代わって決裁を行う。

第７条　前記[redacted]のうち、[redacted]

別表第1

決裁者	担当検察庁
小倉支部長 （副支部長を含む。）	行橋支部、行橋区検察庁
飯塚支部長	田川支部、田川区検察庁
久留米支部長	柳川支部、柳川区検察庁、大牟田支部、大牟田区検察庁

別表第2

決裁者	担当検察庁
小倉支部長 （副支部長を含む。）	小倉支部、小倉区検察庁、折尾区検察庁
飯塚支部長	飯塚支部、飯塚区検察庁、直方支部、直方区検察庁
久留米支部長	久留米支部、久留米区検察庁、うきは区検察庁、八女支部、八女区検察庁

別表第3

不在部長	代決順序及び代決者		
	第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者
総務部長	公判部長	特別刑事部長	刑事部長
刑事部長	特別刑事部長	交通部長	総務部長
交通部長	刑事部長	公判部長	総務部長
特別刑事部長	交通部長	総務部長	公判部長
公判部長	総務部長	交通部長	特別刑事部長

別表第4

不在支部長	代決順序及び代決者		
	第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者
飯塚支部長	特別刑事部長	総務部長	交通部長
久留米支部長	交通部長	総務部長	特別刑事部長